

防火地域

・階数3以上 → 1号
・100m²超え

「防火地域」のピックアップ問題

耐火建築物
フルーフ

・2階以下 → 2号

準耐火建築物
フルーフ

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02182	防火地域	防火地域(準耐火建築物)	防火地域内においては、延べ面積80m ² 、地上2階建ての一戸建て住宅は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。 「1号・2号ですか？」 防火地域 → 1号・2号 準防火地域 → 1号～4号	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の壁、柱、床その他の建築物の部分を通ずる火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に載っており、その各号より①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。防火地域においては、①、②のいずれかにする必要があるため、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。(この問題は、コード「18121」の類似問題です。) 1号: 防火地域・準防火地域 → 耐火建築物 2号: 防火地域・準防火地域 → 準耐火建築物	○
04161	防火地域	防火地域(耐火建築物)	防火地域内においては、延べ面積120m ² 、平家建ての診療所の用途に供する建築物は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。 「1号ですか？」	問題文の建物は、防火地域内で延べ面積が100m ² を超えているため、①に該当する。よって正しい。(この問題は、コード「29182」の類似問題です。)	○
28071	防火地域	防火地域(耐火建築物)	防火地域内において、地下1階、地上2階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。ただし、これと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。 「1号ですか？」	問題文の建物は、防火地域内で地階を含めた階数が3であるため、①に該当する。よって、耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17041」の類似問題です。)	○
05061	防火地域	準防火地域(準耐火建築物、特建建物、特建建物)	準防火地域内においては、延べ面積1,600m ² 、地下1階、地上3階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。 「1号ですか？」	「法61条」「令136条の2」より、問題文の建築物は、「準防火地域内において、延べ面積が1,500m ² を超える」ため「第一号」に該当する。よって、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。(この問題は、コード「26183」の類似問題です。)	○
29184	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積1,200m ² 、地上3階建ての建築物で、各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。 「1号・2号ですか？」	問題文の建物は、準防火地域内で3階建て、延べ面積が500m ² を超え1,500m ² 以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17043」「20135」の類似問題です。) 準防火地域 3階で「1,500m ² 以下」 → (500m ² 以下の場合) 合格 2階以下で「500m ² を超え、1,500m ² 以下」 → (500m ² 以下) 3号・4号	○
25183	防火地域	特建建物(準防火地域)	延べ面積600m ² 、平屋建ての博物館を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。 「3号・4号でもOKですか？」	問題文の建物は、準防火地域内で階数が2以下、延べ面積が500m ² を超え1,500m ² 以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。よって誤り。 2号	×
04163	防火地域	準防火地域(延焼防止建築物)	準防火地域内においては、延べ面積180m ² 、地上3階建ての一戸建て住宅の用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。 「2号の規定」 「1号・2号ですか？」	「法61条」「令136条の2第二号」より、「準防火地域内において、地階を除く階数が3で延べ面積1,500m ² 以下の建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。」とわかる。尚、「2号(通称:準延焼防止建築物)」については、「告示第194号 第4第一号イ」より、「準防火地域内で、地階を除く階数が3で延べ面積が500m ² 以下の場合」に適用されるため、問題文の建物は、準延焼防止建築物とする事もできる。(この問題は、コード「17142」「23173」「24181」の類似問題です。) 外壁・防火構造 「告示第194号」に規定があるの? 建築士法	○
02181	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積400m ² 、平家建ての事務所のみ用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。 「1号・2号ですか？」	準防火地域内において、階数が2以下で延べ面積が500m ² 以下のものは、③又は④に該当するため、「耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物」以外の建築物とする事ができる。よって誤り。 3号 or 4号	×

「防火地域」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30192	防火地域	準防火地域制限	準防火地域内の地上2階建ての病院で、各階の床面積が300㎡のもの(各階とも患者の収容施設があるもの)は、耐火建築物としなければならない。ただし、これと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法61条」「令136条の2」より、問題文の建物は「準防火地域内において、延べ面積が1,500㎡を超えない」ため耐火義務は生じない。また、「別表1」より「病院」は、(イ)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ハ)欄をチェックすると、「病院(各階に患者の収容施設があるもの)」は、「2階に300㎡以上」の条件(法27条1項第二号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第二号」より、地上2階建ての病院の主要構造部は、 <u>準耐火構造とすることができるため、耐火建築物としなくてもよい。</u> <u>本来は、特建なら法27条と99条参照。</u>	×
28184	防火地域	開口部	準防火地域においては、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとしなければならない。	……①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。この区分に応じた外壁開口部設備の性能は、①②には「遮炎性能」が、③④には「通称:準遮炎性能」が要求される。この「準遮炎性能」の基準については、令136条の2第三号イに記載しており、「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。」とわかる。問題文の建物は、③④に該当するため、外壁開口部設備の性能は「準遮炎性能」が要求されるが「加熱開始後30分」とあるため誤り。(この問題は、コード「19155」の類似問題です。) <u>外火→内へ来ないように、(片面20分)。</u>	×
28072	防火地域	特建車庫	準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての自動車車庫(各階を当該用途に供するもの)を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。	問題文の建物は「自動車車庫」であるため「別表1」より(イ)欄(六)項特建であり、3階以上の階を自動車車庫の用途に供するものは、「特建耐火義務による耐火義務が生じる」とわかる。 <u>(令136条、2 何号で?)</u>	○
04164	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積1,200㎡、地上2階建ての倉庫の用途に供する建築物は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。	「別表1」より「倉庫」は(イ)欄(五)項特建であり、「法27条3項第一号」より、「その用途の床面積の合計が(イ)欄条件(1,500㎡以上)に該当する場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。」とわかる。問題文の建物は、これに該当しない。「法61条」「令136条の2第二号」より、「地上2階建て、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以内の建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。」とわかる。問題文の建物はこれに該当するが、「耐火建築物(一号条件)」とあるため誤り。 <u>一号で済むか?</u> <u>三号でOK</u>	×
05063	別表1	木三共・木三学	防火地域及び準防火地域以外の区域内において、延べ面積2,000㎡、地上3階建ての図書館を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。	「別表1」「令115条の3(類似特建)」より、「図書館」は、(イ)欄(三)項に該当する特殊建築物であり、(ロ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その特定主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第四号」より、地上3階建ての図書館(学校のほか(イ)欄(三)項に該当する特殊建築物)の特定主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三学)。よって、耐火建築物以外の建築物とすることができるため誤り。 <u>もし、「準防火地域」なら...</u> <u>1,500㎡超え→令136条2</u> <u>一号イ耐火</u> <u>ロ(木造なら、外壁75分準耐火構造)他。</u>	×
05182	防火地域	看板等	防火地域内においては、高さが1.5mの看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。	「法64条」に「看板等の防火措置」について載っており、「防火地域内にある広告塔等の工作物で、①「建築物の屋上に設けるもの」又は②「高さ3mを超えるもの」のうちのどちらかに該当する場合には、その主要な部分を不燃材料で造り、又は、覆わなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「17143」「19151」「23171」「01094」の類似問題です。) <u>「準防火地域」ならX、「準不燃」ならX</u>	○
05183	防火地域	2地域	防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、地上3階建ての事務所の用途に供するものは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。	「法65条」に「建築物が防火地域・準防火地域・それ以外の地域(無指定区域)のいずれか2つの地域にまたがる場合」について載っており、その「2項」に「建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その全てについて防火地域の規制を適用する。」とわかる。「法61条」より、「防火地域内においては、地階を含めた階数が3以上、又は延べ面積が100㎡を超える場合には耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。」とわかる。問題文には「準耐火建築物」が含まれているため誤り。 <u>一号・二号で済むか?</u> <u>二号は9分、一号</u> <u>(法91条から除かれる)→法65条</u>	×
05184	防火地域	開放的簡易建築物	防火地域内の自動車車庫の用途に供する開放的簡易建築物の主要構造部である柱及びはり、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造らなければならない。	「法84条の2」「令136条の9第一号イ」「令136条の10」より、「自動車車庫の用途に供する開放的簡易建築物の主要構造部である柱及びはり」は、防火地域にあっては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造らなければならない(防火地域以外で小規模の場合は緩和がある。)-とわかる。	○

「道路」のピックアップ問題

単体.

第三章(=集团規定)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02141	道路	法定道路	幅員6mの道路法による道路で地下におけるものは、建築基準法上の道路ではない。	「法42条」より、「基準法上認められた道路(通称:法定道路)とは、所定の条件を満たす幅員4m以上のものをいう。ただし、行政庁が必要と認めて指定する区域内における道路の場合は、幅員6m以上のものをいう。」とわかるが、そのかつ書きに「地下におけるものを除く」とあるため、問題文は正しい。(この問題は、コード「26141」の類似問題です。)	○
01143	道路	法定道路	都市再開発法による新設の事業計画のある幅員8mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。	「法42条」に「道路の定義」について載っており、「基準法上の道路(通称:法定道路)とは、所定の条件を満たす幅員4m以上(場合によっては6m以上)のものをいう。」とあり、その「所定の条件」に「法42条第四号」の「都市再開発法による新設の事業計画のある幅員8mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして行政庁が指定したもの」は該当する。(この問題は、コード「26143」の類似問題です。)	○
29141	道路	法定道路	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域から都市計画区域に編入された際、現に存在している幅員4mの道(地下)におけるものを除く。)に2m以上接している敷地には、建築物を建築することができる。	「法42条」に「道路の定義」について載っており、「基準法上の道路(通称:法定道路)とは、所定の条件を満たす幅員4m以上(場合によっては6m以上)のものをいう。」とあり、その「所定の条件」に「法42条第三号」の「この章の規定が適用される以前から存在する道路」は該当する。また「法43条」に「接道義務」について載っており、「建物の敷地は法定道路に2m以上接しなければならない。」とわかる。よって、建築することができる。(この問題は、コード「19123」「23154」の類似問題です。)	○
01144	道路	位置指定	土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員を6m以上とし、かつ、延長を35m以下としなければならない。	「法42条第五号」に「政令基準に適合するように築造した道で、行政庁より位置指定を受けた幅員4m以上の道路は法定道路に該当する。」とある(通称:位置指定道路)。また、その「政令基準」については「令144条の4」に載っており、「(一)号」にある「イ〜ホのいずれかに該当し、かつ、二号〜五号の基準を満たせば行政庁より位置指定を受けることができる。」とわかる。問題文にある「幅員を6m以上」、「延長を35m以下」という2つの条件は共に一号条件であるためどちらかを満たせばよい。(この問題は、コード「25142」の類似問題です。)	×
03151	道路	位置指定	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道の縦断勾配は、原則として、12%以下としなければならない。	「法42条第五号」より、「政令基準に適合するように築造した道で、行政庁より位置指定を受けた幅員4m以上の道路は法定道路に該当する。」とわかる(通称:位置指定道路)。また、その「政令基準」については「令144条の4」に載っており、その「四号」より、「縦断勾配が12%以下であり、階段状でないものとしなければならない。」とわかる。	○
21143	道路	2項道路	特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員2mの道を指定して、建築基準法上の道路とみなす場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。	「法42条2項」に「都市計画区域に編入された際、既に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、行政庁指定を受けたものは法定道路とみなす。」とあり、また、「法42条6項」より「行政庁が幅員1.8m未満の道を2項道路として指定する場合は、建築審査会の同意(通称:審査会同意)が必要。」とわかる。問題文は「幅員2m」とあるため審査会の同意は必要ない。(この問題は、コード「17133」の類似問題です。)	×
06142	道路	接道義務	自動車のみの交通の用に供する道路のみに接している敷地には、原則として、建築物を新築することができない。	「法43条」に、「敷地等と道路との関係」について載っており、「敷地は、道路に2m以上接しなければならない。」とわかるが、その「かつ書き」、「第一号」より、「自動車のみの交通の用に供する道路」は、この規定の道路の定義から除外されている(=道路とみなされない)。よって問題文の敷地は、接道していないことになるため、建築物を新築することができない。	○
04141	道路	接道義務	その敷地が、河川管理者が管理する幅員6mの公共の用に供する道で建築基準法上の道路に該当しないもののみに2m以上接する、延べ面積100㎡の一戸建て住宅は、特定行政庁の認定を受けることにより建築することができる。	「法43条」に「接道義務」について載っており、「敷地は基準法上の道路(法42条各号)に2m以上接しなければならない。」とわかる。ただし、「2項第一号」より、「省令に適合する建築物で行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合、道路に接道していなくても建築することができる。」とわかる。その省令に関しては、「建築基準法施行規則10条の3」に規定されており、その「1項第一号」、「3項」より、「河川管理者が管理する幅員6mの公共の用に供する道に2m以上接する敷地で、延べ面積500㎡以内の一戸建て住宅」はこれに該当する。よって正しい。	○
03153	道路	接道義務	港湾管理者が管理する幅員10mの公共の用に供する道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合に、建築物を建築することができる。	「法43条」に「接道義務」について載っており、「建物の敷地は法定道路に2m以上接しなければならない。(通称:接道義務)」とわかる。ただし、「2項第二号」より、「省令に適合する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には接道義務は適用されない。」とわかる。その省令に関しては、「建築基準法施行規則10条の3」に規定されており、その「4項第二号」より、敷地が幅員4m以上の公共の用に供する道に接する建築物はこれに該当するとわかる。問題文は正しい。	○

まだ通行できなくとも、基準法の道路として認定せよ。道路幅員、高さ制限が、その幅員で定められている。

一定量の×

四号の内容を問うている。(他号は問うていない。)

↑以前は二号的許可が必要だったが、限定するのは一号のケースは、認定でOKに決めた。

「許可している」なら審査会の同意は要しない。それと考える。

問題文に「用途や規模がなければ」「2項一号でなく(2項二号) (認定) (許可)」

問題文に「審査会と書いてないのだから」×と決まっている。

「道路」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02142	道路内建築・壁面線	地盤面下	道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合、特定行政庁の許可を受ける必要がある。	「法44条」に「道路内建築制限」について載っており、その「一号」より「道路内には建物を建築してはならない。（通称：道路内建築制限）ただし、 <u>地盤面下に設ける場合は道路内の建築制限は適用除外（＝建物を設ける場合に許可不要）となる。</u> 」とわかる。よって誤り。（この問題は、コード「29144」の類似問題です。）	×
24144	道路内建築・壁面線	派出所	巡査派出所で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、道路に突き出して建築することができる。	「法44条」に「道路内建築制限」について載っており、その「二号」より「道路内に公衆便所、派出所等を設ける場合、行政庁許可（審査会同意が必要）を受ければ道路内建築制限は適用除外となる。」とわかる。	○
01141	道路内建築・壁面線	所定の道路の上空又は路面下	地区計画の区域のうち、地区整備計画で建築物等の敷地として併せて使用すべき区域として定められている区域内の道路の上空においては、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については建築することができる。	「法44条」に「道路内建築制限」について載っており、その「三号」より、「地区計画の区域内の所定の道路の上空又は路面下に設ける建物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令基準に適合するもので行政庁が支障がないと認めたもの（認定）」については道路内建築制限の適用除外となる。」とわかる。（この問題は、コード「18133」「22141」「27151」の類似問題です。）	○
25144	道路内建築・壁面線	公共用歩廊その他	主要構造部が耐火構造の建築物の5階に、その建築物の避難施設として道路の上空に設ける渡り廊下が必要な場合には、特定行政庁の許可を受けて、当該渡り廊下を建築することができる。	「法44条第四号」より「政令で定める建築物で、行政庁許可を受けたものは道路内建築制限の適用除外となる。」とわかる。また、「令145条2項第二号」より「道路の上空に設ける渡り廊下で、主要構造部が耐火構造である建物の5階以上の階に設け、その建物の避難施設として必要なもの」は「政令で定める建築物」に該当する。問題文は正しい。（この問題は、コード「20142」の類似問題です。）	○
30141	道路内建築・壁面線	公共用歩廊その他	道路の上空に設ける学校の渡り廊下で、生徒の通行の危険を防止するために必要であり、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、道路内に建築することができる。	「法44条第四号」より「政令で定める建築物で、行政庁許可を受けたものは道路内建築制限の適用除外となる。」とわかる。「令145条2項」より「道路の上空に設ける渡り廊下で所定の条件を満たすもの」は「政令で定める建築物」に該当するため、行政庁許可を受ければ道路上空に設けることができる。（この問題は、コード「28141」の類似問題です。）	○
17134	道路内建築・壁面線	公共用歩廊その他	道路内に建築する公共用歩廊について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可する場合においては、建築審査会の同意を必要としない。	「法44条」に「道路内建築制限」について載っており、その「四号」より「公共用歩廊等で、行政庁許可を受けたものは道路内建築制限の適用除外となる。」とわかる。また、「法44条2項」に「行政庁が法44条第四号の許可をする場合には、審査会の同意が必要。」とある。問題文は誤り。	×
30142	道路	前面道路	建築物の各部分の高さの制限において、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（建築基準法第42条第1項第四号に該当するものを除く。）に接し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路が前面道路とみなされる。	「令131条の2」に「前面道路とみなす道路等」について載っており、その「2項」より「建築物の各部分の高さの制限において、敷地が都市計画において定められた計画道路（法42条1項第四号に該当するものを除く。）に接する場合、特定行政庁が認める建築物については、当該計画道路を前面道路とみなす。」とわかる。（この問題は、コード「18132」「21142」「25143」の類似問題です。）	○
29192	道路	予定道路	地区計画等の区域内における建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接する場合、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定が適用される。	「法68条の7」に「予定道路の指定」について載っており、その「5項」より「予定道路が指定された場合、安全上支障がないものとして行政庁許可（審査会同意が必要）を得た場合には、予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定（＝法52条第2項から同条第7項まで及び第9項の規定）が適用される。」とわかる。	○
29142	仮設事務所	仮設建築物	工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接していなくてもよい。	「法85条」に「仮設建築物等の制限緩和」について載っており、その「2項」より、「工事を施工するために現場に設ける事務所等の仮設建築物については、第3章規定を適用しない。」とわかる。接道義務等の道路制限（法43条）は「第3章規定」の中に含まれているため、当該敷地は、道路に2m以上接しないことができる。（この問題は、コード「22144」の類似問題です。）	○
05142	仮設事務所	仮設建築物	工事を施工するために現場に設ける仮設事務所の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。	「法85条」に「仮設建築物等の制限緩和」について載っており、その「2項」より、「工事を施工するために現場に設ける事務所等の仮設建築物については、第3章規定を適用しない。」とわかる。接道義務等の道路制限は「第3章規定」の中に含まれているため、当該敷地は、道路に2m以上接しないことができる。よって誤り。（この問題は、コード「27154」「30143」の類似問題です。）	×